

広島県警察本部告示第2号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定により、指定公金事務取扱者に公金事務を委託したので、同条第2項及び地方自治法施行規則（昭和22年内務省令第29号）第12条の2の14第2項の規定により、次のとおり告示する。

令和8年4月9日

広島県警察本部長 森 本 敦 司

名 称	住所又は事務所の所在地	指定をした日	委託した公金事務に係る歳入等の内容	委託をした日（委託期間）
一般社団法人 広島県安全運転管理協議会	広島市佐伯区石内南三丁目1-1	令和8年3月26日	道路交通法（昭和35年法律第105号）第108条の2第1項第1号に掲げる講習の講習手数料	令和8年4月1日（令和8年4月1日～令和9年3月31日）